

第5号様式（第9条）

八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けで申請のあった 年度八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 月別の状況について、その月の翌月15日までに、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金月別事業実績報告書（第3号様式）、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金実績記録表（第4号様式）及び当該月にかかる介護給付費等の金額の分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 主治医、かかりつけ医等の指示書の期限の更新又は内容の変更があった場合においては、新たな指示書の写しを提出すること。
- (5) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由